

第13次富山県鳥獣保護管理事業計画の概要

現行の第12次鳥獣保護管理事業計画が令和3年度末で終了するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（令和3年環境省告示第69号。以下「基本指針」という。）に即し、同法第4条の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定する。

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

基本指針に即し、本県における鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的な考え方等を記載。基本指針に合わせて、市街地等に出没する鳥獣への対応に関する記載等を追加。

II 計画内容

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

既指定箇所の間更新：28箇所 35,106ha（期間10年間）

2 特別保護地区の指定

既指定箇所の間更新：8箇所 2,443ha（期間10年間）

3 休猟区の指定

新規指定箇所：30箇所 28,773ha（期間3年間）

4 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区及び特別保護地区の標識等施設に係る方針や整備計画等を記載。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

キジやライチョウ等の人工増殖に係る方針を記載。富山市ファミリーパークにおけるライチョウの生息域外保全に係る取組みを追加。

2 放鳥獣

キジの放鳥事業に係る方針や計画等を記載。引き続き、放鳥事業を実施。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 許可基準に係る共通事項

本県における許可基準に係る考え方等を記載。わなの使用に当たっての許可基準について、はこわなを使用した方法に関する記載を追加。

2 目的別の捕獲等許可の基準

目的別に本県における許可基準（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域等）を記載。鳥獣の管理を目的とする場合について、捕獲実施者に関する記載を追加。鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合における鳥獣別の捕獲等の許可基準について、ツキノワグマに関する留意事項に記載を追加（クマ大量出没年に対応するため捕獲頭数に関するただし書きを追加）、カワウに関する記載を削除（1人当たりの捕獲数に関する記載を削除）。

- 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関連する事項
捕獲許可した者への指導等を記載。基本指針に合わせて、豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合の指導について記載を追加し、錯誤捕獲の防止についての記載を変更。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域の指定
既指定箇所の間隔更新：15箇所 16,958ha（期間10年間）
- 2 特定猟具使用制限区域の指定
指定なし
- 3 猟区の設定
猟区の設定の認可に関する考え方を記載。
- 4 指定猟法禁止区域の指定
既指定箇所（1箇所 118ha）の指定を継続。

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針
都道府県知事が任意で策定できる第一種特定鳥獣（その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣）の保護に関する計画について、計画作成の目的や対象鳥獣を記載（本県においては策定していない）。
- 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
都道府県知事が任意で策定できる第二種特定鳥獣（その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）の管理に関する計画について、計画作成の目的や対象鳥獣を記載。本県で策定しているニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、カモシカの各管理計画についての記載を変更。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣の生態に関する基礎的な調査や法に基づく諸制度の運用状況調査について記載。基本指針に合わせて、捕獲等情報収集調査や新たな技術の普及に関する記載を追加。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政担当職員等の職務や設置状況、研修計画等について記載。本県では地方公務員法の改正に伴い令和2年度より鳥獣保護管理協力員制度を運用しているため、「鳥獣保護管理員」を「鳥獣保護管理協力員」に変更。併せて職務等を現行の体制に合わせて変更。

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

傷病鳥獣救護の基本的な対応や感染症への対応、普及啓発等について記載。基本指針に合わせて、感染症への対応について豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）、その他の感染症に関する記載を追加。普及啓発についての記載を事業実態に合わせて変更。